

太田市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する「幼稚園」をいう。以下同じ。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する「認定こども園」をいう。以下同じ。）が行う幼稚園型一時預かり事業に対し太田市幼稚園型一時預かり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「幼稚園型一時預かり事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号の要件を満たして行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、幼稚園型一時預かり事業を行う幼稚園及び認定こども園の設置者（以下「設置者」という。）とする。ただし、同一年度に群馬県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付要綱（平成10年10月1日群馬県制定）の規定により群馬県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の交付を受けた者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額又は幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な経費から利用料その他の収入を差し引いた額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、市長が別に定める期日までに規則第5条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 幼稚園型一時預かり事業費補助金交付申請額内訳書（様式第1号）
- (2) 幼稚園型一時預かり事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類

について審査し、補助金の交付を適當と認めるときは補助金の交付を決定し、規則第6条第2項の補助金等交付決定通知書により補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の補助金等交付決定変更申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 幼稚園型一時預かり事業費補助金変更交付申請額内訳書（様式第3号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請により交付の決定の変更を認めるときは、規則第9条

第2項の補助金等交付決定変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた幼稚園型一時預かり事業が終了したときは、市長が別に定める期日までに規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 幼稚園型一時預かり事業年間報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、これを取り消し、既に補助金の交付を受けているときは、その一部又は全部を返還させることができる。

(証拠書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた設置者は、幼稚園型一時預かり事業に係る記録簿（事業の実施日、利用者、保育担当者等が明らかになる書類をいう。）、収支状況を明らかにした帳簿、利用契約その他の幼稚園型一時預かり事業の実施状況を証する書類を整備し、当該幼稚園型一時預かり事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならぬ。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行し、改正後の太田市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

在園児分

補助基準額（利用者1人当たり日額）	
次に定める方法により算定した基本分、休日分、長時間加算を合算した額	
1 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）	
ア 年間延べ利用者数2,000人超の施設	
（ア）平日 440円	
（イ）長期休業日（8時間未満） 440円	
（ウ）長期休業日（8時間以上） 880円	
イ 年間延べ利用見込者数2,000人以下の施設	
（ア）平日	
（1,600,000円÷年間延べ利用者数）-400円（10円未満切捨て）	
（イ）長期休業日（8時間未満） 400円	
（ウ）長期休業日（8時間以上） 800円	
2 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円
3 長時間加算	
I（1ア（ア）及び1イ（ア）については4時間（又は教育時間との合計が8時間）を、1	
ア（ウ）、1イ（ウ）及び2については8時間をそれぞれ超えた利用）	
・超えた利用時間が2時間未満 150円	
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円	
・超えた利用時間が3時間以上 450円	
II（1ア（イ）及び1イ（イ）については4時間を超えた利用）	
・超えた利用時間が2時間未満 100円	

- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200 円
- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 300 円

備考 1 「利用者」とは、幼稚園型一時預かり事業を利用した本市に住所を有する幼稚園の園児及び認定こども園の園児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに限る。）をいう。

2 「長期休業日」とは、園則等において一定期間を通じた休業日として定められた期間をいう。

非在園児分

補助基準額（利用者1人当たり日額）

次に定める方法により算定した基本分、長時間加算を合算した額

1 基本分 800 円

2 長時間加算（8時間を超えた利用）

- ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円
- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円
- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円

備考 「利用者」とは、幼稚園型一時預かり事業を利用した本市に住所を有する幼稚園の園児及び認定こども園の園児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに限る。）以外の者をいう。